



Historical Heritage Installation of Tatsuno

～海の楽校 in 室津～

ふるさとの歴史遺産を活用したさまざまな参加型のアートイベントを開催します。

北前船を題材にした舞台「北前船物語」の出演者を募集

と き 11月26日(日) 午前・午後の2回講演 **と ころ** 室津小学校体育館

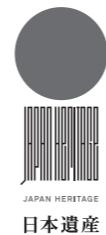
応募条件 小学生以上で6月からの練習に参加できる方 **応募期限** 5月28日(日)

実施協力 わくわくプロジェクト、室津を活かす会

※練習の合間に、日本遺産の港町・室津の町並みの探検や室津の郷土菓子を作るワークショップも予定しています。詳細は室津海駅館にお問い合わせください。

応募・問い合わせ先

室津海駅館 (〒671-1332 御津町室津457 ☎・Fax 324・0595 📧 kaiekikan@city.tatsuno.lg.jp)



敬老えらべるギフト協力事業者を募集

本市では、高齢者の方々への長寿のお祝いとして、地場産品等の商品やサービスの中からお好みの一品をお選びいただく「敬老えらべるギフトカタログ」をお贈りしています。令和5年度カタログに掲載する商品等を提供いただける事業者を募集します。



応募資格

- ・市内で生産、製造、加工、販売、サービスを行っている事業者
- ・生産、製造、販売に関する法令などを遵守するとともに、計画的に生産、製造、販売などが行われ、かつ品質の良い商品等を提供できる事業者
- ・その他「敬老えらべるギフト取扱事業者募集要項」に基づき協力できる事業者

募集する商品等

- ・敬老事業の趣旨に合致する商品およびサービス
- ・1商品等あたり、上限3,000円(送料、消費税込み)であるもの
- ・9月から12月の期間に提供できるもの
- ・飲食物の場合、出荷後に適切な賞味期限が保障されるもの
- ・品質および数量において、安定供給が見込めるもの

【商品例】 地場産品、日用品、健康グッズ、訪問ヘアカット等の生活支援サービス など

※食事券や買い物券等の換金性の高いものは対象外

募集期間 6月15日(木)まで **商品送付対象者** 数え年75歳以上の方(約15,000人)

応募方法 高年福祉課へ事前に電話でお問い合わせください。

応募・問い合わせ先 高年福祉課 (☎64・3152)



第2期スポーツ教室受講生を募集

申込期間 6月1日(木)～7日(水) 9時～19時(日曜日は17時まで。月曜日休館)

受講料 各教室4,000円(全10回)

申込方法 龍野体育館窓口へ申し込み(電話、ファックス、代理申し込み不可)

※定員を超えた教室は、6月8日(木)に事務局で抽選。受講できる方には、6月9日(金)に連絡します。

定員に満たない教室は、6月9日(金)の13時から追加募集します。

※対象者の年齢は、令和5年4月1日時点

※初めてチェアピクス教室を受講される方は、教材用ボール代金1,500円が必要となります。

教室名	対象者	定員	期間	曜日	時間
ストレッチ・ヨガ	一般(18歳以上)	20名	7/4～9/12	火	13:30～14:30
リズム・ダンス		20名	7/5～9/13	水	19:30～20:30
ヨガ		20名	7/8～9/16	土	19:30～20:30
チェアピクスI	おおむね60歳以上の女性	25名	7/5～9/13	水	10:00～11:00
チェアピクスII		25名	7/7～9/15	金	10:00～11:00

▶ スポーツ振興課(龍野体育館) (☎63・2261)



バドミントン初心者教室参加者を募集

と き 6月3日(土)～8月19日(土)
19時～21時30分(全10回)

と ころ 龍野体育館 **対象者** 一般(中学生以上)

参加費 2,500円(教室初日に持参してください)

定 員 20名(先着順)

持ち物 体育館シューズ・ラケットがある方は持参(ラケットは貸し出します)

申込方法 龍野体育館窓口へ提出してください。

申込期限 5月31日(水) 19時まで
※定員になり次第締め切ります。

問い合わせ先
たつの市バドミントン協会 孝橋 (☎090・4563・7707)

▶ スポーツ振興課(龍野体育館) (☎63・2261)



モルック体験会参加者を募集

と き 6月25日(日) 9時30分～(雨天中止)

と ころ 新宮スポーツセンター西広場(新宮町宮内)

ルール説明 モルックと呼ばれる木の棒を投げ、ピンを倒して50点ちょうどを目指すゲームです。

参加資格 小学生以上

参加費 無料

定 員 40名程度(1名から申し込みいただけます)

申込期間 5月14日(日)～6月11日(日)
(日曜日は17時まで。月曜日休館)

申込方法 龍野・御津体育館および揖保川・新宮スポーツセンター窓口でお申し込みください。

その他 11月23日(木・祝)に第2回大会を開催予定です。

▶ 新宮スポーツセンター (☎75・1792)



野焼きは犯罪です!

廃棄物の野外焼却(野焼き)は、廃棄物処理および清掃に関する法律によって一部の例外を除き禁止されています。

これに違反した場合、行為者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方(法人は3億円以下の罰金)が科せられます。

野外焼却禁止の例外とは(一部抜粋)

① 農林水産業を営むためにやむをえないものとして行われる焼却

- (例)
- ・農業者が行う稲わら・畦草の焼却、焼き畑
 - ・林業者が行う伐採した枝条等の焼却
 - ・漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却等

② 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

- (例) とんど焼、護摩だき等地域の伝統行事における門松、しめ縄、護摩等の焼却

例外規定に該当する焼却であっても、「生活環境の保全上著しく支障を生じる焼却」は行政処分、行政指導の対象となる場合がありますのでご注意ください。

これらの例外規定の焼却を行なう時には、「事前に周辺住民に周知する」、「風向きや焼却時間帯、焼却する量を考慮する」等周囲の住環境に配慮して慎重に行ってください。

なお、タイヤ等のゴム類、プラスチック、ビニール類の焼却は例外なく禁止されています。

また、剪定枝、木の葉および刈草は少量であっても焼却せず普通ごみとして出すか、揖龍クリーンセンター(新宮地区においてはにははりまクリーンセンター)に直接搬入してください。※有料

産業廃棄物の焼却、悪質な野外焼却(野焼き)を見かけたときは、警察(110番)または環境課へ通報してください。

▶ 環境課 (☎64・3150)

